

議案第19号

杉並区特別区税条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年2月10日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区特別区税条例等の一部を改正する条例

第1条 杉並区特別区税条例（昭和39年杉並区条例第41号）の一部を次のように改正する。

第37条第2項、第47条第2項及び第47条の2第2項中「前7日」を削る。

第2条 杉並区国民健康保険条例（昭和34年杉並区条例第21号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の直近の支払日の7日前」を「納期限」に改める。

第3条 杉並区介護保険条例（平成12年杉並区条例第33号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前前月の15日」を「納期限」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（提案理由）

区民税等の減免の申請期限を改める必要がある。

杉並区特別区税条例等の一部を改正する条例新旧対照表

第1条による改正（杉並区特別区税条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(区民税の減免)</p> <p>第37条 略</p> <p>2 前項の規定によつて区民税の減免を受けようとする者は、納期限_____までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、区長に提出しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(軽自動車税の減免)</p> <p>第47条 略</p> <p>2 前項の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限_____までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付し、これを区長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)</p> <p>第47条の2 略</p> <p>2 前項第1号の規定によつて軽自動車</p>	<p>(区民税の減免)</p> <p>第37条 略</p> <p>2 前項の規定によつて区民税の減免を受けようとする者は、納期限<u>前7日</u>までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、区長に提出しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(軽自動車税の減免)</p> <p>第47条 略</p> <p>2 前項の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限<u>前7日</u>までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付し、これを区長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)</p> <p>第47条の2 略</p> <p>2 前項第1号の規定によつて軽自動車</p>

税の減免を受けようとする者は、納期限____までに、区長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳若しくは東京都知事の定めるところにより交付された愛の手帳（以下この項において「療育手帳等」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次に掲げ

税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、区長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳若しくは東京都知事の定めるところにより交付された愛の手帳（以下この項において「療育手帳等」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次に掲げ

<p>る事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>3 略</p>	<p>る事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>3 略</p>
--	--

第2条による改正 (杉並区国民健康保険条例の一部改正)

新 条 例	旧 条 例
<p>(保険料の減免)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 前項の規定により、保険料の減免を受けようとする者は、<u>納期限</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して区長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(保険料の減免)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 前項の規定により、保険料の減免を受けようとする者は、<u>普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の直近の支払日の7日前までに</u>、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して区長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 略</p>

第3条による改正 (杉並区介護保険条例の一部改正)

新 条 例	旧 条 例
<p>(保険料の減免)</p>	<p>(保険料の減免)</p>

第21条 略

2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、納期限

_____までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、区長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

3 略

第21条 略

2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法

により保険料を徴収されている者

については納期限前7日までに、特別徴収

の方法により保険料を徴収されている者

については特別徴収対象年金給付の支

払に係る月の前前月の15日までに、

次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、区長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

3 略